



新規則視点での専利所有権 紛争案件における証拠問題

選り抜き記事

2021年1月1日、『最高人民法院による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用についての解釈』（2020年に公布され、以下、2020年の『民訴解釈』と略す）が発効され、2020年5月1日、『最高人民法院による民事訴訟の証拠についての若干規定』（2019年に公布され、以下、2019年の『証拠規定』と略す）が発効された。上記2つの司法解釈は、専利所有権紛争案件に関わる証拠の問題に大きな影響を与えている。

現行の『専利法』第6条第1項は、発明創造の完成の観点から専利権の帰属を規定しており、「本単位のタスクを実行するか、又は主に本単位の物質技術条件を利用して完成した発明創造を職務発明創造とする。職務発明創造の専利を出願する権利は当該単位に帰属され、出願が承認された後、当該単位は専利権者である。」と規定した。大量の専利所有権紛争案件において、同条第1項は、単位が原告として専利権が当方に所有することを請求する請求権の基礎と見なされている。『専利法実施細則』第12条は、『専利法』第6条における「本単位のタスクを実行して完成した職務発明創造」をさらに規定し、所有権紛争案件において挙証を行う重要な根拠となっている。そのため、筆者は、このような状況を例として、専利所有権紛争における証拠の問題を整理した。

一、専利所有権紛争における挙証証明責任とリスク配分

2020年の『民訴解釈』における「挙証証明責任」は、2015年の『民訴解釈』に踏襲され、「挙証責任」及び「証明責任」と同義である¹。学界の通説では、証明責任を「主観的証明責任」と「客観的証明責任」に分けている。このうち、「主観的証明責任」は、当事者が「説得」を行う際にその主張を証明する責任²であり、行為の意味での責任³であるのに対し、「客観的証明責任」は、原告と被告の双方が挙証を行った後、事実がまだ不明な場合に不利な結果を負う当事者に対する規制である、リスク配分の形である。⁴

ある学者は主観と客観の二重解釈に基づいて2020年の『民訴解釈』第90条を解説⁵したが、筆者は、

上記第90条第1項⁶は、客観的証明責任を規範していないと考えている。筆者は、客観的証明責任は2020年の『民訴解釈』第91条に規定されており、同条は挙証証明責任の負担を法律関係の観点から配分されていると考えている。『民法典』第1条の規定によると、その立法目的の一つは民事関係を調整し、民事関係を調整することによって民事権利⁷を保護することである。民法によって調整される民事関係は民事法律関係⁸であり、その調整結果が権利義務関係⁹である。これにより、この第91条（一）項の規定¹⁰によると、専利所有権紛争における原告は、主張する専利出願権又は専利権が原告に帰属する法律関係に基づく基本的事実を挙証する必要があると結論付けることができる。法律関係の要件¹¹に

⁶2020年の『民訴解釈』第90条第1項の規定：当事者は、自分が提出した訴訟請求の根拠となる事実、又は相手の訴訟請求の根拠となる事実を反論する場合、証拠を提供して証明しなければいけないが、法律に別途規定がある場合は除く。

⁷『中華人民共和國民法典総則編解説』、中国法制出版社2020年版、第3頁、黃薇編集

⁸上記の注7と同じ、第8頁

⁹李錫鶴：『民事（法律）関係の概念と本質について』、『華東政法学院学報』2001年第1期に掲載

¹⁰2020年の『民訴解釈』第90条：（一）法律関係の存在を主張する当事者は、当該法律関係を生じさせた基本的事実に対して挙証証明責任を負わなければならない

¹¹王利明：『法律関係をメインラインとして民法典総則体系を構築する』、『法学』2016年第1期に掲載

¹『最高人民法院の民事訴訟法に関する司法解釈についての理解と適用』、人民法出版社2015年版、309～312頁、沈徳咏編集

²周洪波：『客観的・主観的証明責任体系の構造』、『法学家』2021年第1期に掲載

³胡東海：『「誰が主張し、誰が挙証する」規則の法律適用』、『法学』2019年第3期に掲載

⁴『民事証拠法』、法律出版社2017年版、272頁、張衛平著

⁵上記の注2と同じ、胡東海

従い、原告（主体）が係争専利権（客体）に対し、請求権の基礎（専利権又は専利出願権を取得する法条）に基づいて規定された構成要件（民事法律行為又は事実行為）を拳証する必要がある。被告は前述の基本的事実に対して簡単に反論すれば、拳証する必要はない。或いは、被告が勝訴を目指して原告が主張する基本的事実が存在しない証拠を提供した場合、拳証できない不利な結果を負担する必要がない。

新規則は、双方とも同一事実を拳証した後の不利な結果を負担する規則についても相応に更新されている。2001年の『証拠規定』の第73条は、当事者双方とも相手の証拠を否定する十分な根拠がない状況を規定した。同条によると、人民法院は証明力の大きい証拠を確定することができ、同条は「優勢証拠」規定とも呼ばれている。2019年の『証拠規定』は同条を削除した。同条の削除後、双方の当事者が同一事実に対していずれも証拠を提供する状況は、2020年の『民訴解釈』第108条第2項によって規制され、同項の規定によると、双方の当事者の拳証に基づき、審査を経ても真偽不明であると判断される場合、当該事実が存在しないと認定される。この改正は、被告による証拠の証明力の要求を実質的に下げた。2001年の『証拠規定』によると、被告が提供した専利所有権が原告の所有であることに反論するための証拠の証明力は、原告が主張する専利所有権が自分所有であることを証明するために提供する証拠の証明力より大きくなければ勝訴できないが、『証拠規定』の改正後、被告の提供した証拠は証明されるべき事実が高度可能に存在することを少なくとも法院に信じさせる必要があることを再び要求されない。

2020年の『民訴解釈』第108条第2項は、2015年の『民訴解釈』に踏襲され、2019年の『証拠規定』における「優勢証拠」の削除の規定は、『民訴解釈』第108条第2項の地位をさらに明確にし、規則体系内の衝突を解消した。『証拠規定』が改正された前に、前述の思想はすでに判決に反映されている。例えば、(2016)最高法民申465号裁定書に次のような記述がある。「本証は法官の心に高い可能性の程度に達することを確信させる必要があり、反証は、本証が証明されるべき事実の証明を真偽不明の状態に陥らせる必要があるだけである」。したがって、『証拠規定』の改正後、原告と被告の両方が、原告が最初に主張した同一事実に基づいていずれも拳証を行っている状況では、被告が提供した証拠に対する証明力の要求を下げ、被告は、原告が主張する

事実が真偽不明の効果に到達できるようにするための証拠を提供することだけが必要であり、原告が提供する証拠よりも証明力が大きい必要はないことを明らかにすべきである。

二、専利所有権紛争案件における証拠の内容と形式

案例の分析を通じて、単位は、『専利法』第6条に基づいて係争専利所有権が当方所有であると請求する場合、通常『専利法実施細則』第12条の規定と結び付けて、「本単位のタスクを実行して完成した職務発明創造」である証拠のための拳証を行う。具体的な証明内容は主に、係争発明創造の発明者と原告との間に労働・人事関係があったこと、係争発明創造は発明者の原告における本業又は原告が配分したタスクに関連すること、係争発明創造は前述の労働・人事関係の終結から1年以内に行われたことが含まれる。

その中で、労働・人事関係の存続、終了については、通常、双方が締結した労働契約又は離職証明書、社会保障納付記録、出勤データなどを提供する方式で拳証を行う。発明創造の形成過程に対する拳証方式には、通常、発明者の本業を証明するための労働契約における職務責任の提供、作業過程における電子メールの提供、発明者の日常作業内容を証明するための署名された図面などが含まれる。2019年の『証拠規定』第14条によると、前述の各拳証方式における過程メール、出勤データは電子データ型の証拠であり、以下は証拠分野の新規発効を背景にさらに検討する。

2019年の『証拠規定』第99条は書証の規定が電子データに適用されることを明らかにした。2000年に初めて電子メールを最終決定の証拠とした司法裁判が現れて¹²以来、電子データが訴訟の証拠とすることができるかどうか、電子データの範囲、審査方式、及び証明力は常に学界の研究の焦点である。2012年の『民事訴訟法』は初めて独立した証拠タイプとしての地位を明らかにした。前述の第99条の規定は、電子データと書証の属性の類似に基づいて、拳証、質証、及び認証活動における電子データが従うべき規則をさらに明晰にし¹³、第15条は、電子データの内容がその記憶媒体に対する依存性が小さい特性に基づいて、電子データの原本に拡張性規定を行い、第93条と94条は、電子データの真実性の判断方式を規定している。上記の規定と合わせ

¹²王申：『全国初の電子メールを最終決定証拠とする労働争議案件に関する理論セミナーの概要』、『法学』2001年第2期に掲載
¹³『最高人民法院の新民事訴訟証拠規定についての理解と適用』、人民法院出版社2020年版、最高人民法院民事審判第1廷編者、865~869頁

て、所有権紛争に頻繁に現れる電子メールなどの電子データの証明力を強化するために、筆者は次のような提案をしている。

第1、第93条第5項に規定された真実性の判断標準の「電子データは通常のやりとり活動の中で形成及び保存されているかどうか」、及び、第94条第3項に規定された相反する証拠がある場合を除き、真実性を認めるべき状況の「通常の業務活動の中で形成されたもの」によると、相互の裏付け関係を持つ電子メールの証拠を提供することができる。例えば、1通の電子メールと比較して、複数通の返信関係を持ち、業務のやりとり活動を太源する電子メールの真実性の評価が高い。

第2、同様に、第93条第5項と第94条第3項の規定によると、通常のやりとりと業務活動を実現するためには、当事者ポートから電子メールを取得するよりも、第3者ポートから取得した電子メールを提供するほうが好ましい。例えば、専利所有権紛争において、係属専利に記載された技術方案の作成時間を証明するために電子メールの証拠を提供する場合、その証拠が当事者から代理機構に送付された提案書であれば、代理機構のメールボックスから提案書を手入することをより推奨する。

第3、第93条第3項に規定された真正性判断標準：「電子データの生成、保存、転送が依存するコンピュータシステムのハードウェア、ソフトウェア環境が有効なエラー防止の監視、チェック手段を備えているかどうか」に基づいて、電子メールの証拠について、電子メールが安全に転送され、保存されていることを示すために、メールサービスプロバイダーとの契約を提供することができる。

第4、第94条第4項に規定された「電子データの内容が公証機関によって公証されている場合、人民法院はその真実性を確認しなければいけない。ただし、反対の証拠があって覆すことができる場合を除く」により、電子メールの証拠を公証すべきである。公証を行う電子メールは、その電子メールを生成するオリジナルのキャリアを体現できることが望ましい。

2020年の『民訴解釈』第108条の規定と結び付けて、事実の認定は、審査とその他の関連事実と結び付ける必要があり、専利所有権紛争の当事者は、異なる種類の証拠間の相互の裏付けを重視するべきであるだけでなく、提供された証拠によって指摘さ

れた事実の存在が高い可能性を持つことが確認されるように、案件訴訟の過程において協力して審理する必要がある。

三、専利所有権紛争案件における自認及び鑑定意見
訴訟の過程について、2019年の『証拠規定』は当事者への質問と自認の規定、及び鑑定の規範をまとめて更新した。以下、それぞれ所有権紛争と結び付けて説明する。

2019年の『証拠規定』第3条から第5条は、自認をさらに細分化して規定し、自認の適用シーンを拡大し、裁判官の説明義務を軽減した¹⁴。上記の規定により、自認は証拠裁判の原則に対する突破¹⁵であることが確定され、訴訟における自認の地位が向上され、裁判官が事実を究明する際の自認の役割が強化された。

上記の規定を、2019年の『証拠規定』に新たに追加された第66条及び2020年の『民訴解釈』第110条と組み合わせると、民事司法裁判において、民事訴訟における対抗性の役割がより重視されていることが分かる。このような傾向の下で、弁護士と当事者の訴訟技術の要求はさらに高く、特に当事者本人又はその代理人が沈黙することによって、関連事実が擬制自認される状況を避けるべきである。さらに、専利所有権紛争案件において、係争専利に記載される発明者を当事者としたり、係争専利における専利権者と発明者が同一人物であることを法院が受け入れる場合、人民法院は、2020年の『民訴解釈』第110条に基づき、当事者本人に法廷に到着し、係属専利に関する技術内容の質問を行うことができ、当事者本人がこの技術内容を忘れてしまった場合、又は、原告若しくは被告側の複数の当事者が陳述の際に論理的な衝突を起こしたりした場合、状況を証明する他の証拠がない場合、不利な結果を負う必要がある。

鑑定について、2019年の『証拠規定』に第30条が追加され、同条は鑑定が釈明された後、申請による起動と職権による起動が規定されている。同条の規定の前に、法院も同条第1項に類似する実務がある。江蘇省南京市中級人民法院で審理された黄勝輝と

¹⁴2019年の『証拠規定』では、自認の範囲が拡大された：第3条では、他方当事者に対する承認自由は、「他方当事者の陳述」から「自分に不利な事実」にまで拡大され、このように、承認の範囲には、承認、鑑定人の陳述を含めることができ、「陳述」の一形態に限定されなく、承認シーンの拡大には、「証拠交換、質問、調査」シーンがさらに含まれており、また、第5条では、自認が相手の訴訟請求を認めることにつながるかどうかについての規定を削除した。第4条では、審判員の説明義務についての規定が改正され、当事者の擬制自認を対象としている。2001年の『証拠規定』では、擬制自認には審判員による「十分な説明」が必要であり、2019年の『証拠規定』では、「十分」の二字が削除された。これにより、審判員の立場がより中立的になる。

¹⁵張衛平：『「民事証拠裁判原則」の識別』、『比較法研究』2021年第2期に掲載

南京金中建幕壁裝飾有限公司との紛争案件において、被告が電子データの証拠を提供した後、原告が電子データの証拠の真実性に質疑を呈し、法院は原告に鑑定を申請できることを釈明しており、この案件で、原告は鑑定を申請したり、他の反対の証拠を提供したりせず、法院はその証拠の真実性を認定した¹⁶。また、「鑑定意見」は法定証拠タイプであり、当事者が法院の審査許可を得ずに自ら提出した鑑定結果は単なる「書証」の資料であり、法律的な意味での「鑑定意見」ではない。¹⁷したがって、専利所有権紛争案件では、電子証拠を提供する当事者は、電子証拠を初歩的な証拠として提出するだけで、電子証拠の鑑定結果と一緒に提出する必要はなく、これにより、鑑定費用が支出されたが期待される証明力に達しない状況を避けることができる。さらに、2019年の『証拠規定』に新たに追加された第30条は、「審理に代わっての鑑定」、「当事者が鑑定意見に質疑を呈することを許可しない」など

¹⁶(2016)蘇01民終222号

¹⁷上記の注13と同じ、第314頁

の鑑定の混乱に対処することを目的としている¹⁸。また、専利所有権紛争に関わる鑑定は「4つのカテゴリー」の司法鑑定ではなく、所有権紛争に関する鑑定意見を発行できる機構は参入障壁が低く、レベルも玉石混交である。したがって、専利所有権紛争案件の訴訟過程において、鑑定意見の手続きや内容などの観点から質疑を提起し、鑑定人の出廷を申請することができる。

4. まとめ

要約すると、各新規則が公布され発効した背景の下で、証明基準と審判手続きに対する理解をより重視し、各新規則を基準に、証拠準備と訴訟中の各環節を規範化し、証明されるべき事実をよりよく整理、証明、展示して、有利な訴訟結果を得ることを期待すべきである。

¹⁸上記の注13と同じ、第311頁

本誌の「選り抜き記事」の内容は、法律意見と同等ではありません。専門的な法律意見や諮問が必要な場合は、当社の専門顧問と弁護士にご相談ください。当社の電子メールは、LTBJ@lungtin.comで、このメールアドレスは当社のホームページwww.lungtin.comでも記載されています。

この文章の詳細については、この文章の作成者にお問い合わせください。

段潔汝：上海隆天律師事務所弁護士、弁理士：LTBJ@lungtin.com



段潔汝

上海隆天律師事務所
弁護士、弁理士

山東大学、華東政法大学を卒業し、工学修士、法学修士であり、同時に弁護士と弁理士執行資格を持ち、技術と法律を組み合わせる分野で独特の優位性を持っている。特許代理分野での蓄積と法学の背景に基づいて、特に修士の段階で国家の重要な専門分野の主要な研究開発者として技術開発を行い、強い技術理解能力を持っている。仕事し参加して以来、お客様に法律サービスを提供しており、現在10年近くの法律運用経験を持っており、その実務分野が広く、主に特許代理、特許分析、評価とコンサルティング、知財訴訟などを含む。サービスを提供している顧客の中には、IPSIDE、アリババ、海光、Spreadtrum Communications、SMIC、Tomorrow Advancing Life、Schaeffler、Ctripなどの成熟した企業だけでなく、新興企業や発展中の企業もあり、さまざまな発展段階にある企業のニーズについて認識し、理解している。